

# 目 次

## 【特別寄稿 1】

- 「上手な経営承継のすすめ方」 ..... 1  
松田税理士事務所 副所長 松田武泰 氏

- TRY!温暖化防止と環境のために ..... 10  
社団法人 鹿児島県トラック協会

- 商工中金の株式会社化について ..... 11

## 【特別寄稿 2】

- 「安心・安全を守る」 ..... 13  
(株)フォーエバー 代表取締役社長 久永 忠範 氏

- 元気を出そう！がんばれ中小企業 ..... 19

- 中央会の動き ..... 25  
・「平成 20 年度組合等事務局代表者講習会」開催  
・「労働契約普及セミナー」開催  
・「かごんまわっぜかフェスタ'08」開催

- インフォメーション ..... 25

- 倒産概況 ..... 34  
平成 20 年 10 月鹿児島県内企業倒産概況

- 業界情報 ..... 37  
平成 20 年 10 月情報連絡員報告

- 中央会関連主要行事予定 ..... 39



## 特別寄稿 1

### 中小企業経営者・後継者のための 「上手な経営承継のすすめ方」

松田税理士事務所 副所長 松田 武泰

日本の高度経済成長を支えてきた中小企業経営者は、そろそろ若い後継者に道を譲ろうと考えている方もいらっしゃるでしょう。ところが事業承継には様々な難題が立ちふさがります。誰に事業承継してもらうのか、後継者をどのように育てるのか、どのような形態で事業承継するのか・・・次の世代にバトンタッチするためには、準備すべきことがたくさんあります。本誌では、税理士の松田武泰さんに、事業承継について寄稿いただきました。

#### 「事業」承継とは「経営」承継

事業承継とは、いったいどういうことを指すのでしょうか。自社株式や土地・建物といった「モノ」の相続や引き継ぎといったことだけを指すのでしょうか。

事業承継自体は、なにも目新しいことではありません。それどころか永続的に企業を存続・発展させ、その「雇用」「技術」及び「暖簾(のれん)」を後世に伝え守っていくことは、ずっと昔から経営者の役目として行われてきたことです。

つまり、企業経営の理想は「ゴーイングコンサーン(企業経営の継続)」なのであり、真の事業承継とは、創業者の思い(経営理念)を中心として技術開発や人材育成も含めて、企業が存続・発展するために必要な「経営」そのものの承継なのです。

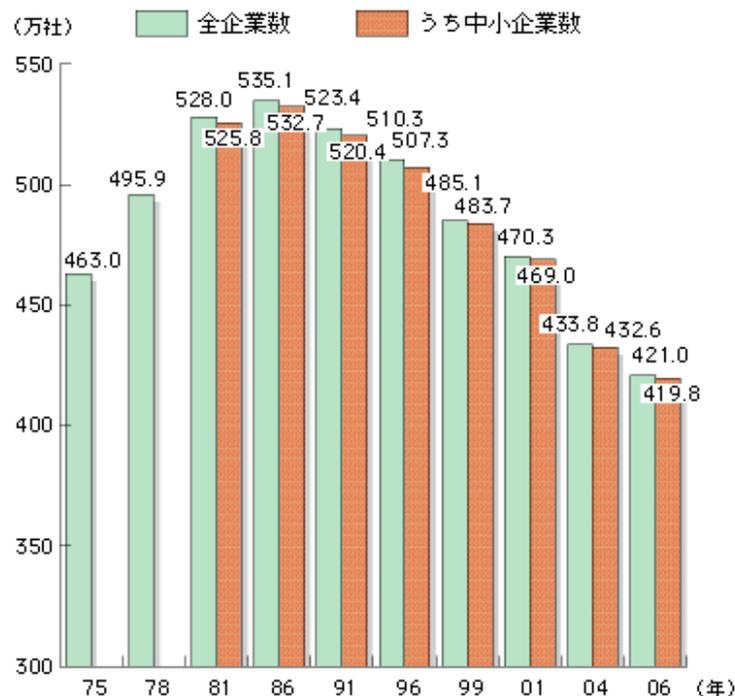
#### なぜ今「経営承継」対策が必要なのか

では、なぜ今、「経営承継」対策の必要性が議論されているのでしょうか。



政府は、平成 20 年度の通常国会にて、「中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」とします)を可決、成立させました(この法律の内容については後述)。これは、地域経済の担い手であり、日本全体の雇用の7割を占める中小企業が、現実には一代限りで姿を消しているという実情があるからです。

中小企業数は、1986 年の約 533 万社をピークに減り続け、2006 年には、約 420 万社となっています。この 20 年間で、実に約 113 万社も減少したことになります(図表 1 参照)。



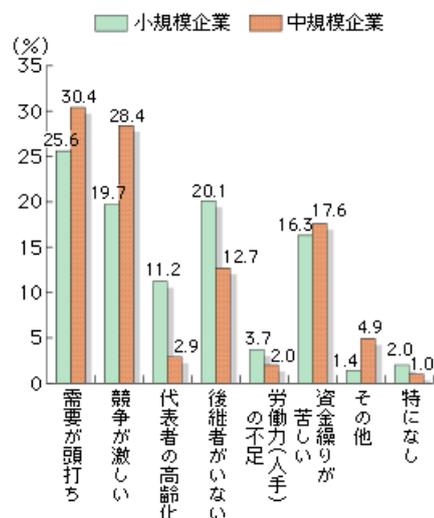
資料：総務省「事業所・企業統計調査」再編加工  
 (注) 1. 1991年までは「事業所統計調査」、1994年は「事業所名簿整備調査」として行われた。  
 2. ここでの中小企業の範囲は以下の通り。  
 ・1996年以前は常用雇用者300人以下(卸売業は100人以下、小売業、飲食店、サービス業は50人以下)、又は資本金1億円以下(卸売業は3,000万円以下、小売業、飲食店、サービス業は1,000万円以下)。  
 ・1999年以降は常用雇用者300人以下(卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)、又は資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下)の企業とする。

【図表1 企業数の推移(「中小企業白書」2008年版より)】

いったいなぜ企業数が減少しているのでしょうか。

その要因としていくつか考えられますが、需要が頭打ち、競争が厳しい、といった長引く不況を主因とするものもある一方、代表者の高齢化、後継者がいない、といった経営承継を主因とするものも少なからずあるようです(図表2参照)。『中小企業白書(2006年版)』では、「年間廃業社数29万社のうち、約7万社が後継者がいないことを理由に廃業」していると推計しています。

【図表2 事業縮小や廃業を検討している理由(「中小企業白書」2007年版より)】



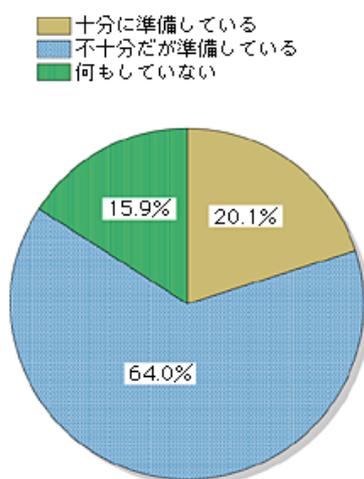
資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の経営実態調査」(2007年1月)  
 (注) 1. 中規模企業とは、中小企業のうち小規模企業を除いたものを指す。  
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

地域経済の担い手である中小企業が今後も、後継者難で何万社も廃業していったらどうなるでしょうか。

経営承継がうまくいかないことが原因で、本来、継続されるべき雇用や、技術・知識が、途絶えてしまえば、地域経済そのものの活力が失われるでしょう。

経営承継の円滑化は、日本全体の雇用の7割を占める中小企業の雇用を確保するとともに、企業の「暖簾」を守ることを通してすぐれた技術・知識を伝承し、それを後世にわたって磨き高めていくことで、国家や社会を支える資産の損失を防ぐという重要な取り組みなのです。

## 中小企業経営承継円滑化法とは



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「事業承継」「職業能力承継」アンケート調査(2005年12月)  
 (注) 後継者を「既に決めている」と回答した企業のみ集計している。

それでは、「円滑化法」について説明しましょう。

この法律は、正式な名称は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」といい、政府がすすめる中小企業の経営承継円滑化のために総合的な支援策の基礎となる法律です。

日本経済の基礎となるべき中小企業の経営承継は、雇用の確保や地域経済活力維持の観点からきわめて重要です。しかし、承継について十分な準備をしている企業は少なく、全体の8割が、対策が不十分あるいは何もしていない、というのが現状です(図表3参照)。

そこで、円滑な経営承継を支援するために、相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等への総合的な支援策が講ずるべく成立した法律が、「円滑化法」です。

【図表3 経営承継の準備状況(「中小企業白書」2006年版より)】

### ●対象となる中小企業者は・・・

対象となる中小企業は、「一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社」とされ、上場会社や店頭公開会社は除かれています。また、中小企業基本法に定める中小企業の規模(下図参照)でなければなりません。

#### 中小企業基本法が定義する中小企業

	資本金 ←	又は	→ 従業員数*
製造業その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

\*常時使用する従業員

## ●特例適用のスケジュール

円滑化法は平成 20 年 5 月 9 日に成立し、同年 10 月 1 日から施行されています。後述する「民法の特例」と「金融支援制度」の適用は、経済産業大臣の確認又は認定を受けることで、既に適用することができるようになっています。また、「取引相場のない株式等の相続税猶予制度」はまだ法律ができていませんが、平成 21 年度に法律が制定され、平成 20 年 10 月 1 日に遡って適用できるよう措置される予定です。

## 中小企業経営承継円滑化法の具体的な内容

中小企業の円滑な経営承継を図るうえでは、次の(1)～(3)のような制約があると従来から言われてきました。そのため、それらを解消するための具体策が円滑化法に盛り込まれました(税法については、平成 21 年度税制改正にて実現予定)

### (1)民法上の遺留分の制約

#### ① 後継者以外への株式等分散の危惧

たとえば、中小企業経営者が、争いにならないように相続人である後継者に、会社の株式等を生前に贈与し、それ以外の財産について、遺言書で各相続人に財産を遺贈しておいたとします。

相続が遺言書通りに実行され、各相続人が円満に相続した場合にはトラブルにならないのですが、何らかの事情で遺留分の減殺請求を受けた場合は、他に財産がなければ、遺留分価額相当額に達するまでの株式等を、後継者以外の遺留分請求者に対して渡さざるを得なくなり、後継者への株式等の集中が損なわれる可能性があります。

#### ② 遺留分計算の評価額の問題

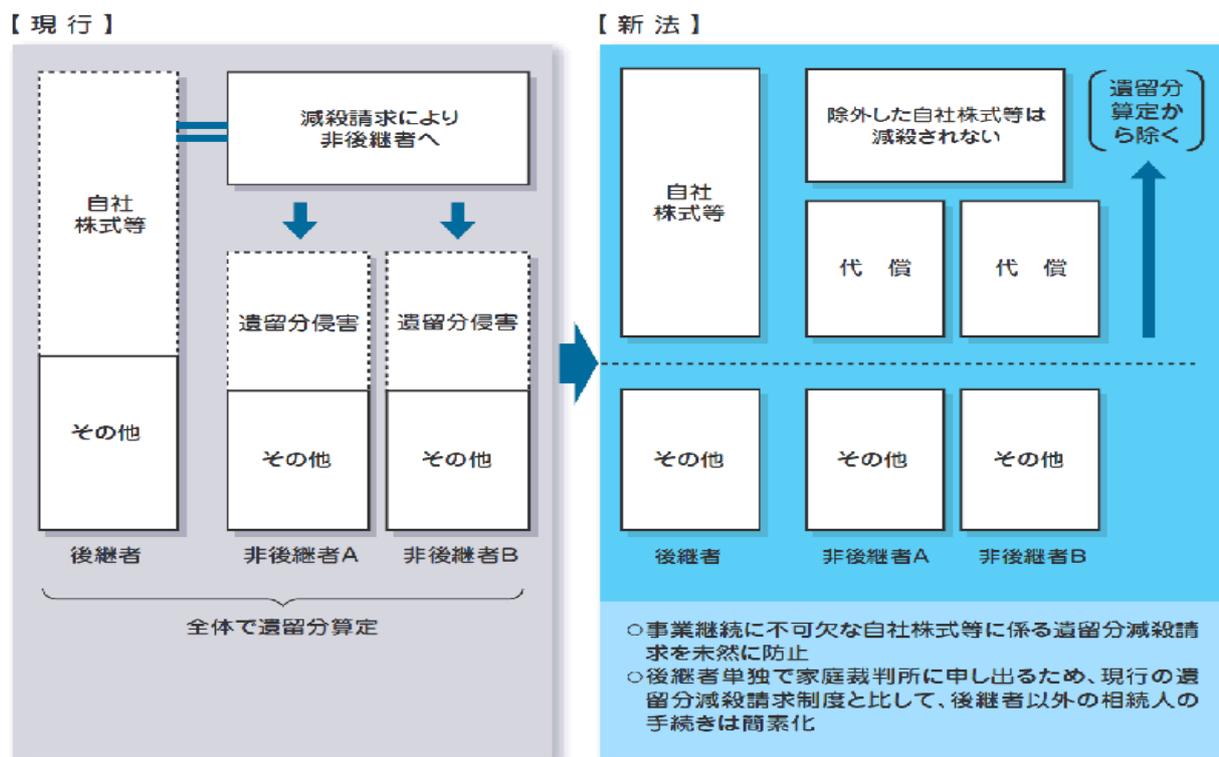
また、先代経営者から自社株式等の贈与を受けた後、後継者が大変な努力をして、例えばその評価額が3倍に上昇したとしましょう。

その場合でも、相続が発生したときの遺留分計算の評価額は、相続発生時点の評価額となります。つまり後継者の貢献による評価上昇分まで非後継者に遺留分の権利が発生することになっていました。

#### ③ 円滑化法での対策

そこで、円滑化法では当事者全員の合意を条件に、生前に贈与した株式等を遺留分算定基礎財産から除外できるようにしました(図表4参照)。また、これも関係者全員の合意があれば、合意時点の評価額を遺留分算定の価額とすることも認めることにしました。これらは、後継者への株式等の集中を促進し、その負担軽減につながることを期待されています。





【図表4】

#### ④ 適用を受けるための条件

③の適用にあたっては、中小企業者には、次のような条件が必要になります。

##### ・旧代表者(先代経営者)

経済産業大臣の認定を受けた中小企業の元代表者または現代表者であること、および推定相続人(注1)に株式等を贈与したこと(注2)

##### ・後継者の要件

経済産業大臣の認定を受けた中小企業の現代表者であること

旧代表者の推定相続人であること

株式等を旧代表者からの贈与により取得したこと(注3)

議決権の過半数を保有していること(注4)

(注1)推定相続人:相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る(円滑化法3条②)

(注2)株式:株主総会において決議をすることができる事項の全部につき、議決権を行使することができない株式を除く(円滑化法3条②)

(注3)・贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈もしくは贈与により取得した者を含む(円滑化法3条③)

(注4)議決権:株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く(円滑化法3条③)

## (2) 代表者交代による信用不安

後継者が代表者として経営承継しても、取引先や金融機関からの信用を獲得することが、すぐには難しいこともあります。また、相続に伴って株式・事業用資産等を非後継者である相続人から、会社又は後継者が買い取らなければならないこともあるでしょう。

そのような取引条件の悪化や資産等の買い取りなどに対応するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業又はその代表者は、中小企業信用保険法の特例及び日本政策金融公庫法の特例が設けられることによって、次の融資を受けることが可能になります。

### ① 会社による自社株式等の取得資金の融資

相続等の際し、納税資金の確保などの必要から、後継者が、自社株式や事業用資産を会社に売却せざるを得ない場合、あるいは、相続等で分散した自社株や事業用資産を、会社が買い取る場合、などについて、これらを取得する資金を融資する制度が創設されました。

### ② 後継者個人による経営権安定化のための資金の融資

会社の後継者に対して、相続等で分散した自社株式や事業用資産を後継者個人が買い取る場合や相続税の納税資金を必要とする場合、また、親族外承継に際して後継者たる役員や従業員等が自社株式や事業用資産を買い取る場合などについて、その後継者個人に対して資金を融資する制度も創設されました（個人事業主の後継者に対しても同様の融資制度があります）。

### ③ 後継者不在等の企業を M&A 等により取得するための資金の融資

既存の中小企業である会社や個人が、後継者不在等の企業の株式を取得したり、事業を譲り受ける場合や、また、後継者不在等の企業の役員や従業員が、新たに法人を設立してその後継者不在等の企業の株式を取得したり、事業を引き受ける等の場合について、会社や個人事業主に対して株式等の取得資金を融資する制度も創設されました。



## (3) 取引相場のない株式等にかかる相続税の問題

取引相場のない株式等は、いわゆる市場価値がないため、そのままでは、評価することが難しい財産の一つです。そのため、相続に際しては、国の定める基準（財産評価通達等）にしたがって評価することが一般的になっています。

この国の定める基準に従えば、取引相場のない株式等は、会社の純資産価値（会社の資産・負債を時価評価して算出される価値）を基に計算することになり、土地などの含み益がある場合などには、多額の評価額が算定され、結果として、納税額が増えることがあります。

その結果、納税資金を確保するため、取引相場のない株式等は、流通性に乏しい、つまり、市場で売れる性質のものでないことが一般的であることから、会社の資産を売却せざるを得ない

場合に至ることも考えられます。

この資産が、重要性の乏しい遊休資産であればともかく、そうでない場合は、事業の継続に甚大な影響を与えることになります。また、株式等を売却できたとしても、会社支配に甚大な影響が出ることも考えられます。

このような事業承継の際の障害の一つである、後継者の自社株式に係る相続税負担の問題を抜本的に解決するため、平成 21 年度の税制改正において、中小企業全般を対象とする納税猶予制度が創設される予定になっています。

具体的には、後継者である相続人が、非上場会社を経営していた被相続人(先代経営者)から、相続等により当該会社の株式等を取得し、かつ、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式(相続等の結果、相続開始前から既に保有していた議決権株式を含めて、その会社の発行済議決権株式の 3 分の2に達するまでの部分)に係る課税価格の 80%に対応する部分の相続税額が納税猶予される予定です。

## 経営承継の事前準備

経営者は幾多の困難を乗り越え、承継の時を迎えます。それゆえ現経営者は、「生きた証」としての会社を後継者に承継し、存続させたいと強く思う一方、後継者に苦勞させてまで譲るべきか否か、を悩み苦しむことでしょう。願わくば、承継後も会社が栄え、「継がせてよかった」あるいは「継いでよかった」と関係者の多くが実感できることを望んでいることでしょう。

そのため、自社の存続可能性についての検証は避けられません。以下に存続可能性についてのポイントを提示します。

### (ポイント1) 自社の将来性・競争力はありますか？

- ・ 自社の事業は、魅力的な業界でしょうか。
- ・ 業界自体には魅力がなくても、(自社商品等に)競争力があるなど将来性が十分にある事業でしょうか。
- ・ 貴方が今より30歳若返り、十分な資金調達ができたら、もう一度今の事業を始めますか。



会社等が黒字で健全でなければ、継がせたくても継がせにくくなります。業績が芳しくない場合には経営承継に先行して経営革新に取り組むなどの経営努力が不可欠となります。

### (ポイント2) 後継者としての器量のある人財が身近にいますか？

創業者(現経営者)は、自身の成長とともに事業を伸ばしてきており、経営手腕と事業規模とのバランスがとれています。他方、後継者は自分の実力以上の事業規模を厳しい経営環境下で引き継ぐことが多いため、大きな負担となります。当たり前のことですが、人の成長には「時間」と「辛抱」が必要とされています。

**(ポイント3) 会社は後継できる環境になっていますか？**

業界・事業に将来性があり、後継人財がいるならば、次に社内環境の整備が必要になります。安定株主の形成や、後継者と取引先、また金融機関や役員、社員との信頼関係構築に心を砕き、地ならしをする必要があります。

## 経営承継計画を立案しましょう

自社の存続可能性についての検証が終われば、次にすべきことは、経営承継計画を立てておくことが重要になります。

**(1) 方向性を決める**

経営承継を「誰に」「いつ」「どのように」行うか、を決定しなければなりません。

一般的には親族、従業員、社外から最適な後継者を選出することになるでしょう。ここでは年齢、経歴、知識、スキル、事業意欲、考え方、価値観、資産状況などがポイントとなります。

**(2) スケジュールを立てる**

だいたいの方向性が決まれば、いつ経営承継を行うか、を決めます。最短でも 3～5 年、通常 10 年で引退までのスケジュールを立て、「地位」と「財産」の承継をはかります。

経営承継の時期が決まれば、それまでに「いつ何をするか」「どのようにするか」をスケジュールリングします。その内容は出来るだけ具体的で、行動をイメージできるようにすることが大切です。この点が不明確であったり、無理難題のテーマであったりすれば、それは間違いなく実行されません。

専門的な知識が必要とされる分野は、当事者だけでは誤った判断をするリスクもあります。税理士事務所など外部の専門家に相談することをおすすめします。

## さいごに



経営承継は第二の創業とも言えます。例えば、現経営者から引き継ぐ「経営資源」は、後継者にとって料理の食材です。

これは、美味しいもの(強み)もあれば、そうでないもの(弱み)もあります。この食材を使って、今の時流(経営環境の変化)にあった美味しい料理(魅力ある製品、商品、サービス)をつくることこそが後継者に課せられた課題です。まさに料理人(後継者)の腕(経営力)にかかってくるのです。

昔ヒットした料理が今もそのままヒットするとは限りません。これからの時代に合ったメニューにつくりかえていくことも大切です。ここで「経営革新」の視点が必要になってきます。「経営承継は第二の創業である」と言われるように、まさに会社

の存亡は後継者の経営力にかかってくるのです。

後継者の育成は、経営者にとって最大の責務であることを改めて認識すべきです。社長職を渡したから自分の責任が終わったわけではありません。「自らが社長だったときより会社が成長している」という状況をつくりだし、自分を越えた後継者をつくりだしてこそ、経営者の責務が全うされるのです。

この意味で、経営の承継は、現経営者にとって、最後のそして最大の仕事といえるでしょう。

#### ◆松田 武泰(まつだ たけやす)氏

生年月日	昭和 42 年 11 月 11 日 鹿児島市生まれ
経歴	鹿児島大学大学院人文社会科学部研究科(法学専攻)修士課程修了 平成 13 年 11 月税理士登録 松田税理士事務所 副所長に就任 南九州税理士会鹿児島支部 情報システム部担当常務理事 南九州税理士会 情報システム委員会委員
資格・実績	行政書士 ITコーディネーター AFP(アフィリエイト) ファイナンシャルプランナー 二級ファイナンシャル・プランニング技能士 TKC創業・経営革新アドバイザー
所属部会等	鹿児島JCシニアクラブ 中小企業家同友会 TKC
連絡先	松田税理士事務所 〒892-0834 鹿児島市南林寺町 26-4 電話:099-224-9011 FAX:099-226-0494 MAIL:matsuda-zeirishi@tkcnf.or.jp URL:http://www.tkcncf.com/matsuda-zeirishi/pc/

12月3日、本会主催の「地域力連携セミナー」(於：鹿児島市 ソーホーかごしま)において、「事業承継制度の活用と留意点」をテーマに、松田武泰氏より講演があります。是非お越しください。

### 組合法改正により決算関係書類の様式が変更になっています

組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告書を作成しなければなりません。

勘定科目についても、決算書類の骨格部分については大分類・中分類は適用がほぼ強制されています。また、教育情報費用繰越金は、負債から純資産・利益剰余金に表示区分が変更されました。

「新しい中小企業組合制度の概要」や、「中小企業等協同組合会計基準」を参考に、各種決算関係書類と事業報告書については、新しい様式で提出くださいますようお願いいたします。

わからないことがありましたら、中央会までお問い合わせください。

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904



# TRY! 温暖化防止と環境のために

インタビュー：社団法人 鹿児島県トラック協会 業務一課 課長 山崎 洋一 氏

シリーズ5回目の今回は、網の目のように街を結び心を届ける、トラック業界の取り組みを教えてくださいました。

## ●平成 12 年に取組開始

鹿児島県トラック協会は、約 820 の傘下企業を抱えており、99%が中小零細物流企業である。各企業は、協会のもと「社会と共生し、環境にやさしいトラック輸送の実現」のために頑張っている。

平成 13 年に(社)全日本トラック協会が「環境基本行動計画」を策定し、地球温暖化や大気汚染などに対し、業界一丸となった活動を開始したが、本県では先んじて平成 12 年の省エネ研修会を皮切りに、環境への取組を開始した。

## ●目指せ！ベストエコドライバー

平成 17 年にベストエコドライブ・コンテストを開始する。これは、一般常識・運転常識・車両常識等の筆記試験と、安全運転競技・省エネ運転競技(実技)によって行われる。省エネ運転の技術は、環境に良いのはもちろんだが、燃費のよい運転技術であるため、経営にも貢献する。企業規模にもよるが、エコドライブに取り組むことで、年間100万から1,000万もの経費削減に繋がっている。

運転技術だけを競うコンテストはこれまでも存在したが、中小零細のエントリーは難しい状況があり、協会傘下企業ドライバーの技術力向上のモチベーションを維持するという意味でも、いまやなくてはならないコンテストだ。

エントリーするには、1年間無事故無違反・過去3年間人身事故無し・事業所の推薦・研修会への参加などのハードルがあるため、コンテストに参加するだけでも高いスキルが要求される。優勝者から第3位までの表彰以外に、一定水準を満たしたドライバーは、ベストエコドライバーとして認定される。本年9月実施の第4回大会では、38名が認定された。

認定者には、認定証・バッジ・車体表示板が

授与される。また協会からは、認定者の所属する企業に対して、インセンティブ付与のお願いに回っている。

現在までに 142 名がベストエコドライバーとして認定されており、将来的には 500 名を目指して研鑽を積んでいる。

## ●地球にも優しいトラック業界の21世紀

トラック業界の 21 世紀を切り拓くために、協会では「トラビジョン 21 委員会」(旧 21 世紀政策委員会)を設置して様々な取り組みを行っている。委員会では、人材の確保・育成とともに、環境との共存を目指した活動も行っている。この中で、地球温暖化・化石燃料の資源枯渇対策の一環として、鹿児島大学工学部の協力を得て、植物からできた燃料による走行実験を行った。軽油に BDF(バイオディーゼル燃料)を混ぜて走行実験したところ、二酸化炭素排出量が 9.7%~14.8%削減された。

この取り組みの流れの中で「菜の花プロジェクト」の活動を行っている。菜の花の栽培・BDFの製造・廃食油の回収により循環型社会の構築を目指す活動だ。平成 17 年 11 月に鹿屋農業高校と協力し、水田の裏作として菜の花畑を作り、種まき祭や収穫祭には、鹿屋市の中学生・高校生も一緒に、環境学習がてら、農作業を体験している。平成 20 年 2 月には、鹿屋リナシティで「菜の花プロジェクトシンポジウム」を開催し、協会や学校の取り組みを発表した。

バイオ燃料を実用化するにあたっては、安定した生産量の確保が不可欠であるため、実用化を目指す活動はまだ緒に就いたばかりだが、今後は県内各地の農業系高校や地元自治体の協力も得ながら、運動を推進していければと考えている。



商工中金よりお知らせ

# 商工中金の株式会社化について

皆さまには、平素より商工中金をお引立ていただきまして、誠にありがとうございます。

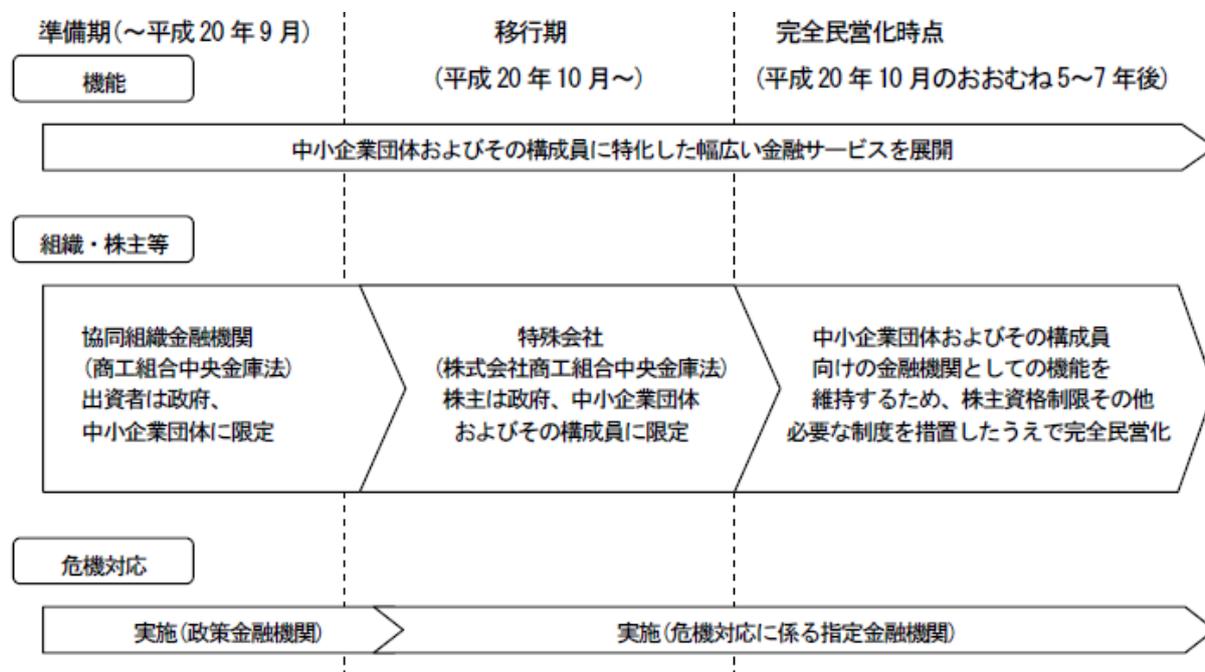
さて、商工中金は本年10月1日に協同組織金融機関から特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行しました。

商工中金は、昭和11年の設立以来、中小企業専門金融機関として中小企業の皆さまの持続的成長をサポートしてまいりました。株式会社化後も、「お客さまの成長こそが私たちの成長」であるとの考えのもと、中小企業の皆さまの持続的な企業価値向上に向けた取組姿勢を堅持するとともに、顧客ニーズを起点としたお客さま本位のサービスを提供し、顧客満足を追及するという「お客さま第一主義」の経営スタンスを、より一層徹底してまいります。

また、株式会社化後において、新商工中金法で講じられる業務範囲や業務の自主性の拡大を踏まえ、グループ一体となって、より幅広いソリューション機能を発揮し、お客さまのニーズに応えてまいります。

今回のご案内により、皆さまに、商工中金の株式会社化についてのご理解を深めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 完全民営化へのプロセス



## 中小企業等へのサービス・融資

### (1) 今後の中小企業への融資措置

今後とも中小企業等への融資が円滑に行われるよう以下の措置が講じられています。

#### ① 法人の目的

新商工中金の目的は、現在と同じく中小企業団体及びその構成員(以下メンバー)の皆さま

- まに対する金融円滑化であることが規定されています。
- ② 主たる貸付先の範囲  
これまでどおり、メンバーを主要な貸出先とします。
  - ③ 財務基盤の確保など  
中小企業等への融資が円滑に行われるよう、財務基盤を確保するための措置などが講じられています。

## (2) サービスの拡充

中小企業等の皆さまに対して、より多様なサービスをより効率的に提供していくため、民間金融機関に認められている範囲内で、以下のような事項が認められました。

- ① 従たる貸出の対象拡大（メンバーの皆さまの国内子会社、メンバーの皆さまの事業を承継する方など）
- ② 預金資格制限の撤廃
- ③ 子会社の保有

こうした措置により、メンバーの方にとっては、グループ再編、事業承継対策、資本政策などの様々な経営ニーズについて、新商工中金が、貸出、出資、子会社を通じたサービスなどで、より的確に伝えていくことが可能となります。

また、メンバーではない方にとっても、新商工中金への預金の預け入れが可能になります。

## (3) 危機への対応

平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱などの危機時には、新たに危機対応体制が構築されます。

新商工中金は、この危機対応体制のもとで危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関）として法定されました。したがって、これまで同様、商工中金が担ってきた危機対応機能が引き続き維持されることとなります。

## (4) 円滑な資金調達の確保

多様な資金調達基盤を確立するため、預金について、資格制限が撤廃されました。

また、現在の商工中金の資金調達の大部分を占める商工債（ワリショー、リッショー等）も、従来通り発行できます。

加えて、円滑な資金調達が行われるよう、政府出資のかなりの部分が特別準備金化されるなどの財務基盤を確保するための措置により、信用力の維持・向上が図られています。

なお、平成20年10月以降、新商工中金は預金保険法の適用を受けることとなります。

平成20年10月1日、商工中金は株式会社になりますが、「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命は変わりません。今後は新たに措置された機能を最大限に活用し、お客さまのニーズに即したより高度なご提案を行うなど、より高い次元で使命を実現することを目指してまいります。

「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として引き続き、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



## 特別寄稿 2

# 安心・安全を守る

(株)フォーエバー 代表取締役社長 久永 忠範  
(IT コーディネータ)

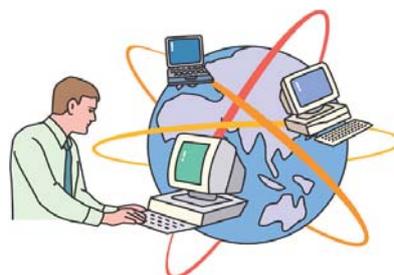
安心・安全が脅かされる事件が多発しています。ここ数年のうちに起こった事件を思い起こしても、建築設計や食品の偽装、輸入食材の農薬混入、事故米の不正転売、湯沸器による一酸化炭素中毒、個人情報流出事故など、枚挙に暇がないほどです。安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切であり、対処を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号より、安心・安全を守るためにはどのような体制・心構えが必要か、何か起こったときにどう対処すべきか、各業界の取組をご紹介します。今回は IT 企業の取組を(株)フォーエバーの久永忠範さんに寄稿いただきました。

## はじめに

ここ十数年の間にパソコン、インターネットの普及は目覚ましい発展を遂げてきました。

公共施設、企業だけでなく一般家庭でもパソコン等が当たり前のように利用されています。インターネットの利用により世界中のパソコンとパソコンがつながり、いろいろな情報がやり取りされています。

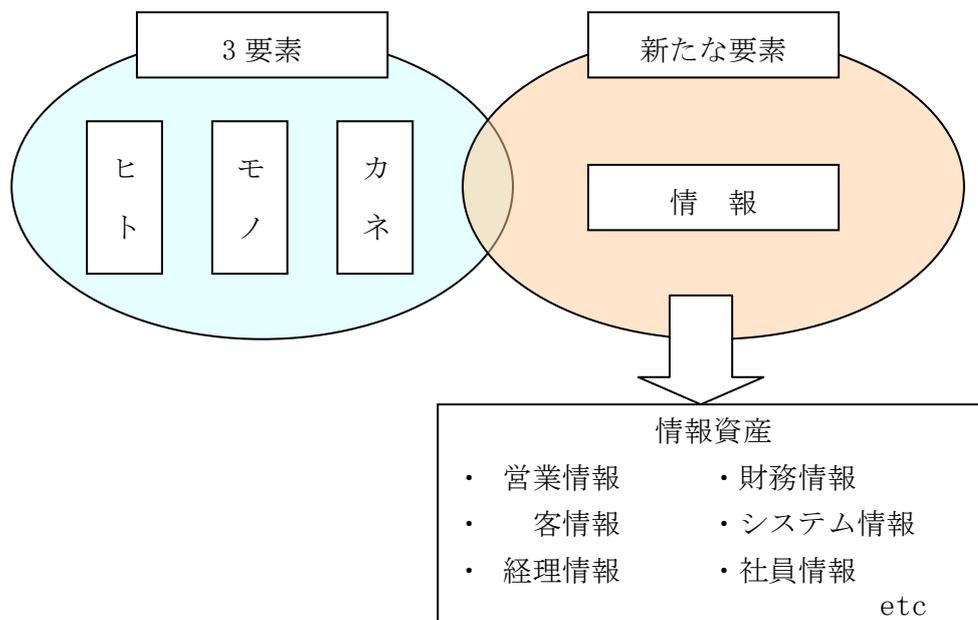


企業において、かつて経営資源は、「ヒト・モノ・カネ」という3要素から成り立つといわれていましたが、現在はこれらに「情報」という4つ目の要素が加わってきています。この「情報」という資源を収集、蓄積、分析、活用することで、企業活動の「情報資産」となり生命線となるような大きな役割を占めてきています。

企業における「情報資産」には、営業情報、顧客情報、経理情報、財務情報、システム情報、社員情報など数えればきりがなほのものがあり、企業の業務遂行に必要な不可欠なものとなっています。

前者の3つの要素に比べて、「情報」の取り扱いについては、漏えい、紛失、持ち出しなど、まだまだ適切な取り扱いがなされていない場合が多いのではないかと思います。

この「情報資産」の安心・安全を守ることと「情報」を適切に管理することが、情報セキュリティと言えます。

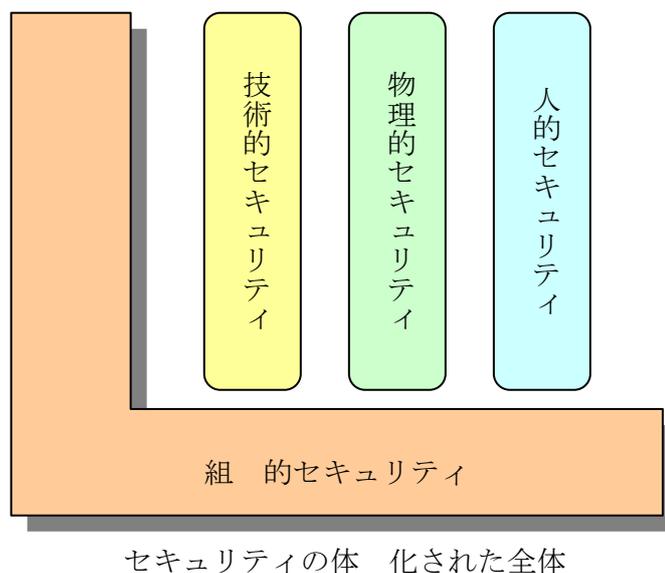


最近 IT 関連企業においては、情報の安全管理という視点から、ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) や P マーク (プライバシーマーク) など取得する企業が増えてきています。これらを取得するまでには、企業の業務形態の確認や事業内容、業務内容の洗い出しから働く人々の教育などが必要になります。

特に情報セキュリティの対象にするものは、あらゆる分野、対象物があり、どのような情報セキュリティ対策を行えばよいか、一般的に定形化するのとはとても大変な作業になります。

そこで情報セキュリティマネジメントにおいては、情報セキュリティに関して取り組むべき4つの安全管理について体系化されています。

技術的セキュリティ、物理的セキュリティ、人的セキュリティの3つとこれらの対策を組織的におこなう組織的セキュリティです。これらの各セキュリティについてのリスクや対策などの一部をご紹介します。



## 1. 技術的セキュリティ

外部・内部のネットワークシステム、サーバやコンピュータ、情報システム、Sやアプリケーションソフトなどに関するセキュリティ対策などです。

### \* 脆弱性対策

ソフトウェアや e アプリケーションなどのセキュリティの弱点をセキュリティホール（弱性）といいます。それを悪用し、撃してソフトウェアの機能を止させたりすることがあります。それに対 するために 次、弱性のあるシステムに修正プログラム（パッチ）を適用することで、弱性の対策を行うことができます。

修正プログラムに関しては、メーリングリストや e サイトなどで定期的に情報収集をすることが必要です。

### \* コンピュータウイルスなどの不正プログラムへの対策

コンピュータウイルスは多種多様に日々進化しており、新たなが續々と生まれています。その からパソコンを守るために、どのようなコンピュータウイルスが存在するかをしっかりと しておかなければなりません。代表的なコンピュータウイルスには、主に4つのタイプがあります。



コンピュータウイルスの4つのタイプ	
ウイルス型	ある特定のプログラムに寄生し、そのプログラムが実行されるとまた他のプログラムに感染したり、OS 起動時に起動されるプログラムに感染すると一気に被害が拡大してしまう。
トロイの木馬	見た目は普通のアプリケーションソフトのように見えるが、実行ソフトの裏では、ハードディスクの情報を盗み出したり、消去したりする。他のファイルに寄生したり、繁殖することはない。
ワーム型	エクセルなどのマクロやスクリーンセーバーなど、自身が実行可能なファイルになっている。ネットワークを介してセキュリティホールを悪用したり、USB メモリなどを通じて他のパソコンへ侵入していく。作成が容易なので、亜種のウイルスなどで増殖していくスピードが速い。
ボット型	この型のウイルスは、パソコンに侵入後、気付かないうちに感染が拡大する恐れがある。通常のウイルスとは異なり、感染したパソコンは攻撃者の意のままに動かされることがあり、迷惑メールの発信源にされることもある。

このような多種多様なコンピュータウイルスに対して、どのような対策をとらなければならないのでしょうか

一番 単な方策は、パソコンをネットワーク上から切り して、他のパソコンで作成したファイルをコピーしないことですが、ネットワークにつながらないパソコンやファイルを共有しないことは、現在のパソコン利用の中では考えられないことです。

一般のパソコンショップやインターネット上で えるセキュリティソフトをインストールするのが、最 の方策だと思います。社内ネットワークにつながっているのであれば、サーバからの も考えられます。

不要なファイルのコピーや迷惑メール等の閲覧などにも注意して、日頃からセキュリティソフトの更新をしっかりと行う習慣をつけることが大事です。

もし感染したことがわかったら、即座にパソコンをネットワークから切り離して、情報セキュリティ責任者やまわりのパソコンに詳しい方に報告・相談することをお勧めします。

A(独立行政法人情報処理推進機構)のホームページでもコンピュータウィルスに関する情報を発信していますので、参考にされるのも良いと思います。

<http://www.ip.go.jp/security/pe/son/>

### \* 不正アクセス対策

不正アクセスとは、あるコンピュータの正規のアクセスを持たない人が、不正な方法でアクセスを取得し、コンピュータを利用する行為です。最近では、オフィシャルサイトとそっくりのサイトへ導き、ID・パスワードを盗みとるフィッシング攻撃も横行しています。

対策としては、メールアドレスやID、パスワード、クレジットカード番号などを入力させるページは、ほとんどの場合、SSLとされる暗号化通信をおこなうセキュリティのかかったページになっているので、しっかりと確認をしてください。

自分の銀行口座のページやID・パスワードで入るページには、アクセスログの残存などが残っていますので、それも定期的にチェックしておくこと、もしおかしいと思ったらサイトの責任者へ連絡することも大事です。

### \* 暗号化と電子署名

メール等で電子データを送信する場合や機密情報をパソコンや外部記録体に保存したりするときに暗号化と電子証明を利用すると、情報漏えいや改ざんを防ぐことに有効です。暗号化には公開鍵暗号方式や共通鍵暗号方式などがあり、お得意でやり取りするデータを開くための認証の鍵となります。

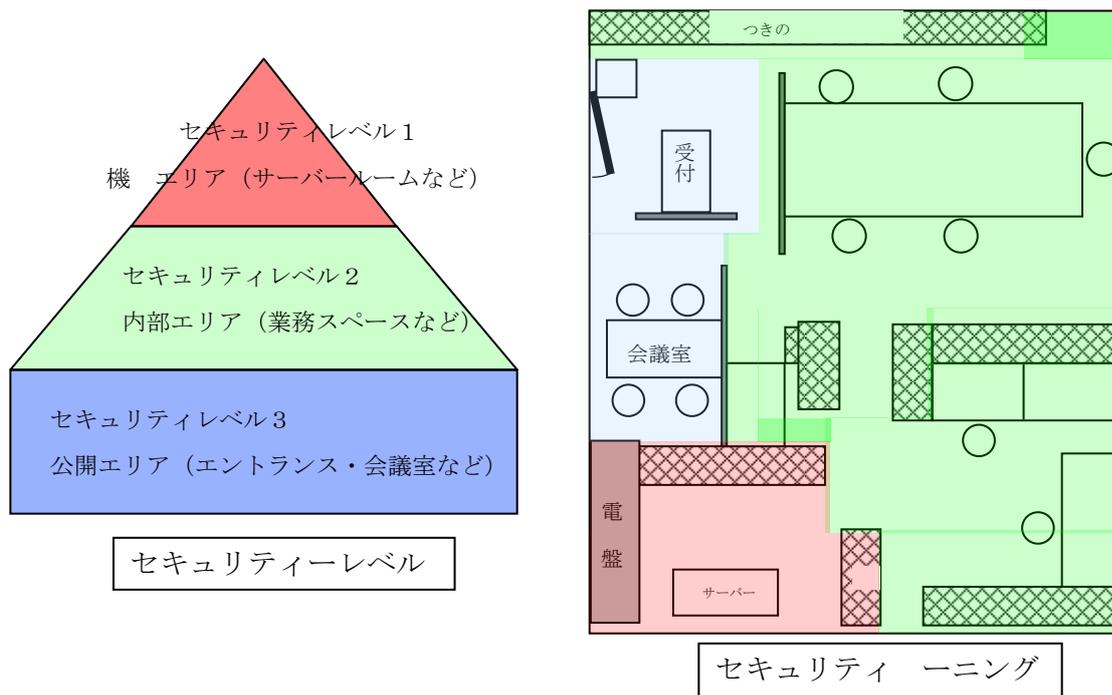
他にも**外部・内部ネットワークセキュリティ、サーバ・ホスト・クライアントセキュリティ、メディアセキュリティ**などの対策があります。

## 2. 物理的セキュリティ

施設、建物、設備、装置など物理的に必要なものや環境的なもの、記録メディア等の管理利用法に関する対策などです。

### \* ゾーニング

セキュリティレベル別にスペースを区分けして、重要情報がある安全区域の分離などを行います。



#### \* 入退室管理

社員、来客に対して何の目的で入室したかの チェックを行う。特に来客に対しては、入口で単 用紙に氏名、会社名、訪問先、目的等を記載してもらい、入室時にはセキュリティーカードや番号札を 服など見えるところに掲示できるようにします。

#### \* 機密文書の保管

機 書は、施 付きの書庫へ保 して、 の 理をしっかりとおこないます。

#### \* 装置や記録媒体廃棄時の対策

装置や記録 体を破棄するときには、内部データを消去しただけでは、目次が消えただけで元のデータは ったままになっています。データを完全に破棄するには、ハードディスク、 体の粉 、破壊、溶解などが考えられますが、コストや時間がかかり過ぎる難点があります。 単にできる対策として、意味のないファイルを上書きしていくとか、ファイルを消去するソフトウェアを利用する手もあります。

#### \* 災害対策

天災などによるサーバなどのシステム 害により、再インストールすることがあります。この再インストールにかかる日数やその間の業務の 止にかかる損害費用などの費用対効果から考えて、別の場所にバックアップ用のサーバを設置することも大事です。

### 3. 人的セキュリティ

人的セキュリティで、最近問題になっているのが inny(ウィニー) などの 2 ファイル共有ソフトによる情報 えいです。仕事が終わらずにデータを自宅に持ち帰り自宅のパソコンで作業をするなどして えいするケースが増えています。例え 2 ファイル共有ソフトが入っていないくても、会社の情報などを社外に持ち出すことは多大なリスクを伴うことを企業内で**教育、啓発**を行うことが必要です。

また 業規 の 規定や守 務条項を含 雇用時の契約締結、退職時のアカウント削除

や**競業禁止策**などを 知 することも大事です。

## 4. 組織的セキュリティ

前 の技術的、物理的、人的セキュリティ対策を組 的、体 的に行うことです。例えば、**情報セキュリティのための組織や体制、事件・事故等の不測事態への対応手順、各担当部署の点検や内部監査、外部委託先の管理**などがあります。

情報セキュリティにおいては、これらの **4 つの体系化されたセキュリティ**において、**機密性・完全性・可用性**の3つの観点で対策を講じ、バランスをとることで様々な から情報資産を守ることができます。

機密性	秘密文書、機密データなどを許可された人しか見ることができないということ
完全性	情報及び情報の正しい状態であるか、改ざんされないような対策がとられているかということ
可用性	情報を扱える利用者が、使いたい時にいつでも使いたい状態にあること

最初にお話したインターネット、パソコン等の急速な 及により、セキュリティに対する教育や考え方が追いついていないところがあり、それがインターネット活用のネガティブな面としてクローズアップされることが多々あります。また、情報セキュリティ事故による、組 への影響・社会的影響は、ますます増大してきています。

ですから、これまでに べた「情報セキュリティ」を実現するためには、しっかりと全体 を して、**何をどのようにして守るのか？ 誰が実行するのか？ 使えるリソース(ヒト、モノ、カネ)はどのくらいあるのか？**をしっかりと整理して考えることが大事です。

そして情報セキュリティマネジメントシステムとして CA サイクルに基づき構築、維持及び継続的な改善をおこないながら、「情報セキュリティ」の価値を高めていくことが、現代の情報化社会において「**安心・安全**」な企業組 の構築、社会に対して 適な環境を提供することになると思います。

### 【参考文献・参考情報】

情報セキュリティマネジメントシステムISMS構築読本 志村 満 著 (日本コンサルタントグループ)

IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)ホームページ <http://www.ipa.go.jp/>

経済産業省の情報セキュリティガイドライン [http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/law\\_guidelines.htm](http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/law_guidelines.htm)

### ◆久永 忠範(ひさなが ただのり)氏

生年月日 昭和 36 年 3 月 2 日生 47歳 鹿児島市出身

資格 経済産業省推進 IT コーディネータ 厚生労働省認定 キャリアコンサルタント  
文部科学省認定団体主催 個人情報保護士、企業情報保護士  
マイクロソフト認定資格 MCP 取得

専門分野 企業情報化のコンサルタント/WEBサイト構築のプロデュース

連絡先 株式会社フ ーエバー 〒892-0821 鹿児島市名山町 9 番 15 号 ソフトプラザかごしま 504 号  
TEL:099-239-5269 FAX:099-239-5279  
URL:<http://www.forever.co.jp> E-mail:forever@forever.co.jp



Never Give Up!

## 元気を出そう！がんばれ中小企業（1）

国内では戦後最長と言われた景気拡大も、地方の中小企業にはあまり恩恵をもたらすことなく減速しはじめ、世界に目を転じて、米国発の金融危機やサブプライムローン問題などで先行きが不安になるニュースばかり。中小企業の気持ちも下向きになりがちです。

そんな状況の中でも、元気に成長を続ける企業があります。どのような経営者なのか、従業員の元気はどこから来るのか、そのヒントを伺うべく、本号では薩摩の農文化を世界に発信する「日本有機株式会社」の代表取締役である野口愛子さんにお話を伺いました。



### ●●産学官連携を大きなパワーに●●

日本有機株式会社 代表取締役社長 野口愛子氏

Q. 鹿児島のご出身ではないそうですね。

A. 東京生まれの東京育ちです。有機肥料の会社を立ち上げるので株主にならないかとの誘いがあって、最初は好奇心で参画したんです。当時、会社の事務の女性から自宅農園の野菜をいただく機会があったのですが、虫食いだらけ。出荷する野菜には農薬をかけるので見た目がきれいだけれど、自分たちが食べるものには農薬を使わないということを知ってびっくりしました。同時に、これからは環境に配慮して健康な生活を送るためには、必ず有機農業が必要とされる時代が来るという思いを強くしました。

Q. どのような事業を行っているのですか。

A. もともとは有機肥料から始まっていますが、平成8年に鹿児島大学農学部で萬田教授から、農学部で開発した薩摩鴨で、孵化から鴨肉の販売までやってみてくれないかとの要望がありました。当社の有機資材の活用もできることから、大学より技術移転を受け、孵化・雛の出荷・飼育・処理・加工・鴨肉の販売まで、一貫体制で行うようになりました。

雛は合鴨農家へ出荷するのですが、薩摩鴨は働き者で、田んぼで雑草や虫をたくさん食べてくれます。農薬無しでの栽培が難しいと言われる茶の生



産においても、除草・防虫・防菌・晩霜対策等の様々な効果を発揮し、お茶の完全無農薬栽培に成功しました。

農家から戻ってきた薩摩鴨は、クラシックを聴かせながら大自然の中で放し飼いにし、自然素材だけの自家発酵飼料で薬品等を使わずに育てます。ロハス的なものづくりで、安心・安全な鴨肉をご提供できます。

**Q. 健康食品も開発していらっしゃいますね。**

A. 鴨肉や無農薬茶、無農薬米をはじめ、くろず納豆、さつまいも冷麺などを手がけています。くろず納豆は倉敷芸術科学大学の須見教授から「納豆とにんにくのサプリメント」の話を受け、黒酢もろみも加えた商品を開発しました。この黒酢もろみは、薩摩鴨で栽培した無農薬玄米から作られています。



さつまいも冷麺



薩摩鴨鍋セット

さつまいも冷麺は、食品コンクールに「かもねぎラーメン」を出品して失敗したところから始まりました。コンクールの1週間後に、県農産物加工研究指導センター所長からの電話で「センターで研究中のさつまいも澱粉麺と鴨のスープが合いそうなので商品化してほしい」とのお話があったのです。さつまいもは鹿児島島の地域資源ですし、有機肥料も活用できることから、試行錯誤の末に商品化。さつまいも食品コンクールなどで数々の賞をいただき、地域産業資源活用事業計画第一号（経済産業省）、農商工連携88選（農林水産省・経済産業省）にも選定されました。

**Q. 新種のトルコギキョウの開発にも取り組んでいらっしゃるとか。**

A. これは、鹿児島大学の研究室訪問ラボ・ツアーに参加して、出てきたお話です。フラワー産業は農業分野では成長産業ですし、トルコギキョウは花持ちがよく病気に強いので、大量の種子生産が期待できそうだと感じました。今後は、鹿児島大学から技術指導をいただきながら、当社でF1種子（※）・苗の生産を行い、JAで切花生産、福岡花市場等で販売を行うことを考えています。



（※F1種子：一代雑種の種子。）

**Q. なぜ、大学や専門機関からいろいろなお話が持ちこまれるのでしょうか。**

A. 異業種交流やその他の勉強会に出席したり、こちらからもいろんなところに出かけていって、自社業務の内容・ニーズを常に情報発信していると、官・学から新事業・新製品等の提案があり、それがビジネスチャンスになっています。

**Q. 海外へも進出していらっしゃいますね。**

A. 有機資材や健康食品を台湾に輸出しています。タイ日本食品フェアや、鹿児島・シンガポール商談会などにも参加しました。

**Q. 従業員の方々は、農学や化学の専門家なのですか。**

A. いいえ。私たちは素人の集団なんです。ヒト・モノ・カネを内部に抱えておりませんから、産学官連携を活用しています。「産」の人脈、「学」の知恵・技術、「官」の情報、いろんなところにヒントがあります。わからないことはなんでも電話してお尋ねします。そうすることによって、従業員も、これまでできなかったことが可能になる喜び・楽しさを感じているのではないのでしょうか。

**Q. 苦境に立たされたことはありますか？。**

A. 台風で工場が倒れたことが2回ありました。もうやめようと考えたりしましたが、私はひとりではない。従業員を守っていかなくてはなりません。せっかくここまでやってきて、負けることはできないという思いと、支えてくれるお客様の顔を思い浮かべ、乗り切ってきました。最終的には、ケ・セラ・セラ（なんとかなるさ）の精神ですね。

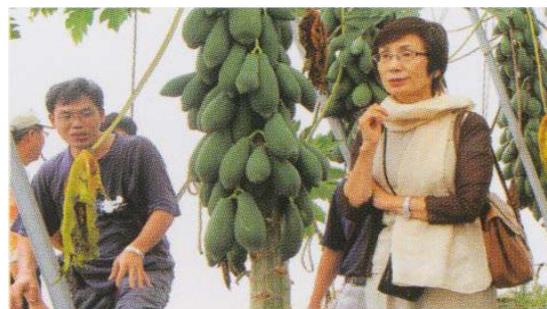
**Q. 最後に一言お願いします。**

A. 好きなことだから頑張れるんだなと思います。人がやっていることは、やってもしょうがない。わからないことは何でも聞いて挑戦してみよう。そんな気持ちで頑張っています。

アメリカの新大統領は CHANGE！ を掲げていますが、私は CHALLENGE！ で行きたいですね。



海外でのフェア風景



台湾のパパイヤ畑の視察

取材当日、出張先のタイで足首にけがをされたとのことで、まだ歩きづらいご様子でしたが、その小柄な体には、けがにも負けないパワーと好奇心が満ちあふれていました。

大学や専門機関から持ち込まれた話は、採算面や技術面で他の企業が断った話も多かったそうですが、野口社長は、そんな難しい案件をひとつひとつ形にしていたそうです。「皆さんが断った話だって知らなかったのよ」と軽やかに笑いながら話してくださいましたが、ビジネス可能性を見極めて挑戦する目は確かです。

鴨が脱走すると、事務員さんまで一緒に捕まえに行く和やかな職場では、今日も従業員の皆さんがワクワクしながら新しい挑戦をしていることでしょう。

産学官連携を強力な味方につけて、これからも未踏の領域に分け入り、まわりを驚かせる成果を上げていくのだろうと、楽しみにになりました。



Never Give Up!

## 元気を出そう！がんばれ中小企業（2）

「元気を出そう！がんばれ中小企業（2）」では、先行き不透明な状況の中で、少しでも元気を出して仕事に取り組むためにやっていること、こんなことがあったら元気を出して仕事ができるなと思うことを、組合の方にFAX アンケート方式で伺いました。厳しい状況を反映して、「どうしたら元気を取り戻せるか全く思いつかない」とか、「ここまで公共工事等がなくなると、もう手も足も出ない」などの切実な声も聞こえてきました。

そんな中で、日々の業務を頑張る組合の取り組みをご紹介します。皆さんの職場にも取り入れられるヒントがあるかもしれません。

鹿児島県電気工事業(工)青年部 部長 春山 建さん

### ●元気を出して業務を行うために取り組んでいること

- ・ 当社においては、毎朝、朝礼を行っており、そこでの朝礼当番を日替わりで行い、朗読をして感想の発表を行うようにしている。
- ・ 個人で仕事における目標を毎年年初めに全員の前で発表している。
- ・ 新年会・花見・暑気払い等は、毎年社員全員で行うようにしている。

### ●こんなことがあったら元気を出して仕事ができるなと思うこと

- ・ 個人・会社としての目標を具体的に掲げることで、毎日の業務に張りりと真剣さが生まれる。
- ・ 個人個人にある程度の責任・決定権を与える。
- ・ 組合としては、全員一丸となってできるような事業を行う。

鹿児島建設業協同組合 理事 新留 司さん

### ●元気をだして仕事に取り組むためにやっていること

元気よくするためには、まず明るくすることが必要だと思います。

弊社では挨拶を心掛けています。

「おはようございます！」「お疲れ様でした！」といった日常の挨拶です！。

これ、心掛けるとなると意外と大変なのですよ！。

“明るい声で歯切れ良く”を気持ちの中で持つのと持たないのでは、大きな違いがあります。

あと、ジョークを忘れないようにしています。滑ったときにはかっこ悪いですが・・・。

それとやはりコミュニケーションだと思います。実はこれが非常に難しいのですが！。

コミュニケーションを高めるには呑むのが一番？。

いや、それ以上に情報の共有が大切でしょう！。

ま～これだけやってもなかなか上手くいかないですけど！。

弊社の場合は自分に大きな原因があるものですから！。  
それでも、一生懸命明るくなるように心掛けているつもりです！。

“天気と元気”という言葉を知っていますか？。  
ひらがなで書くと“てんきとげんき”となります。  
この二つは一字違いです。  
そんなの当たり前！ すみません！でも、一字で大きく違うのです！。  
てんきは我々ではどうやっても変えられません！。  
雨を晴れには出来ないのです！。  
でも、げんきは違う！。  
自分の心掛け一つで大きく変わってきます！。

元気と明るさは自分次第ということになるのでしょうか！。  
不景気な世の中、他責にすることなく自責で物事を考えていきましょう！。  
偉そうなことを書きましたが、実は自分に言い聞かせています！。

<http://n-doboku.seesaa.net/>  
上記ブログにも掲載されています。

---

鹿児島県山林種苗協同組合 事務局長 能瀬 順子さん

### ●元気を出して業務を行うために取り組んでいること

山林種苗業界を取り巻く環境は、苗木の需要の減少、生産者の高齢化、後継者不足で厳しい状況が続いています。

当組合の運営もなかなか厳しく、毎年頭の痛い思いをしておりますが、行政当局・中央会並びに組合員の皆様方の暖かいご支援・ご協力のお陰で何とか事業を遂行することが出来ている状態です。

そんな中で、私が元気を出して業務を行うことに取り組んでいることは、少しでも森林・林業・木材産業に携わる方々のお手伝いが出来れば・・・と始めた林業団体のボランティア・アナウンサーです。

県内だけではなく、東京・宮城・長野で開催された『全苗連大会』等、色々な大会の司会進行を務めさせていただき、沢山の方と交流を深めることもでき、その上、そのことがきっかけで、苗木の注文も毎年いただくことができて、仕事をする上で大きな励みになっています。

仕事がかまくらに落ち込むことも度々ありますが、沢山の方々に支えていただいていますので、これからも森林・林業・木材産業に携わる方々が、一丸となって現在の厳しい状況を乗り切ることが出来るよう、少しでもお役に立つことが出来るよう頑張りたいと思っています。

いつか何かで目にした『誰かがやるだろうという気持ちより、誰もやらないから自分がしなければ・・・という気持ちを大切に』という言葉をもっとに頑張っています。

---

食品販売・加工 匿名

### ●元気を出して業務を行うために取り組んでいること

(1)お茶の品質を審査する能力を向上させるために、講習会を実施している(参加者50名・2回目)

- ・一般講義
- ・実地訓練(お茶を手にとって、香り・水色・味から産地を当てるなど:3時間)

(2)パソコンの研修

- ・4コースに分けて実施(1回90分×8回 72名参加・2回目)

●こんなことがあったら元気を出して仕事ができるなと思うこと

朝礼で挨拶の練習(交代で司会の進行をする)

- ・いらっしやいませ ・ありがとうございました ・またお越しくださいませ(銀行のように)
  - ・1分間スピーチ(体験・私の思うこと)
- (自信が付き、コミュニケーションもとれる)

食品・雑貨小売業 匿名

●元気を出して業務を行うために取り組んでいること

組合は個人経営者の集合体であり、それぞれの考えで取り組んでいる。しかし景気低迷のなか、売上も低迷している状態で小売店はどうあるべきか……。

例えば……

小売店は何のためにあるのか→消費者のためにある

ならば、毎日新装開店のつもりで頑張りなさい。お客がお客を呼んでくれるような店を展開したらどうか。昔に戻って御用聞きをしてお年寄をターゲットにしたらどうか。

このくらいの助言しか思いつかない。

コンクリート製造業 匿名

●元気を出して業務を行うために取り組んでいること

いろんな事に興味を持ち、行事・イベントに積極的に参加する。

●こんなことがあったら元気を出して仕事ができるなと思うこと

組合員を含めたイベント(レクリエーション)等  
社内旅行(少人数で困難)

食品・雑貨小売業 匿名

●元気を出して業務を行うために取り組んでいること

各個人に仕事の責任を持たせ、よく話し合った上で、本人がチャレンジしたい業務をなるべく前向きにさせる事。

会社の未来像を話し合い、そのためには何をすればいいか考えさせ、計画を立て行動する。

(例)自社の取り組み 近い将来必ず起こるであろう農家の高齢化などによる品物不足を予想し、自社での生産と、その地域の農家との連携を図り、安定した仕入れを実現し、他社との競争力をつける。

●こんなことがあったら元気を出して仕事ができるなと思うこと

先輩方のいろんな経験談を聞く。

## 中央会の動き Wind from CHUOKAI

### ●『平成 20 年度組合等事務局代表者講習会』開催

10月22日(水)、鹿児島市のホテル・レクストン鹿児島で平成20年度組合等事務局代表者講習会が開催された。

講習会1では、「地域密着型家電店を目指したセブンプラザグループ」のテーマで、株式会社セブンプラザ代表取締役兼本部長の山口貞利氏が講演した。

山口氏は、まずセブンプラザグループに加入前の50店舗の状況を把握した。これを踏まえ、店づくり(小さくてもいいからダイヤモンドのように光り輝く店を作ること)・客づくり(お客様が満足するアフターサービスを常に提供し、お客様の近くにいること)・人づくり(社員・お客様を大事にし、利益が出たら還元すること)の大事さを加盟店に訴えた。

大型家電量販店がマネの出来ない地域密着型のきめこまやかなサービスを行うことによって売上アップへと導き、また誰も出店しないような地区へあえて出店する「スキマ的戦略」で、大型家電量販店との差別化を図り、共存に成功した。山口氏の経営に対する取り組み姿勢が十分に反映された内容であった。

講習会2では、前半で「労働契約法の基本ルールとその対応について」(講師:社会保険労務士 横山誠二氏)のテーマで講習があり、後半では「かごしま子育て応援企業登録制度」(講師:鹿児島県 雇用労政課 大谷主事)について情報提供があった。

参加者はメモを取りながら熱心に耳を傾け、実りある講習となった。

### ●『労働契約普及セミナー』開催

10月21日(火)、薩摩川内市「川内ホテル」で労働契約普及セミナーが開催された。

まず社会保険労務士の横山誠二氏より、これまでの労使の労働契約については、民法等個別の法律において部分的に規定されているのみで、体系的な法律はなかったが、雇用形態の多様化に伴い様々な問題が出てきたことから、統一的なルールとなるように制定されたことの説明があった。

契約の成立・変更には、労働者と使用者が対等の立場でその条件に合意することが必要であり、また労働条件が記載されている就業規則は書面又は電磁的方法で整備し、労働者が常時確認できるような状態になっていなければならないことなど、実務的な部分まで踏み込んだ内容となった。

セミナー終了後、出席者からいくつか相談が寄せられたため、専門アドバイザーが改めて対応することとした。

## ●『かごんまわっぜかフェスタ '08』開催

11月2日(日)、鹿児島市のドルフィンポートで「かごんまわっぜかフェスタ」が開催された。

午前9時に会場設営を開始。設営終了後、10時45分より開会式を行い、11時に開場した。

今回は、10 青年部会が出展し、タイル工作、メモリアル新聞の作成、畳のコースター作成、大島紬の展示・紹介、果物の試食など、様々な趣向を凝らし、それぞれの業界の取り組み内容や技術・サービスを広くPRした。

入場者数は 1,697 名と昨年を上回るなど、家族連れ等多くの来場者で賑わった。また、隣接する会場では別のイベントも開催されており、リーフレットの配布による呼び込みを積極的に行うなど、青年部会員の協力と団結により、盛況のうちに終了した。



山下会長(青年部会)を中心に、「かごんまわっぜかフェスタ」キックオフ！



会場は準備万端。展示品を熱心に眺めるお客様も。



タイルで作るコースター。私にもできるかな？



恒例のヨーヨー釣り。上手に釣れたかどうかはヒミツ。

## インフォメーション Announce from CHUOKAI

### ●下請かけこみ寺の弁護士無料相談をご活用下さい【経済産業省中小企業庁】

原油・原材料価格の高騰に加え、米国における金融不安の高まりや、株式・為替市場の変動等から我が国の景気の先行きが不透明となっており、経営基盤・財務基盤が脆弱な下請中小企業の経営環境は、一段と悪化しています。

こうした情勢を踏まえ、中小企業庁では、平成20年4月「下請かけこみ寺(注)」を設置し、中小企業が抱える取引上の様々な悩み・相談に対応する相談対応や裁判外紛争解決手続(ADR)による迅速なトラブルの解決支援、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を実施していますが、経済環境の更なる悪化を踏まえ、今般、47都道府県の「下請かけこみ寺」に「弁護士無料相談」(平成20年11月中旬～平成21年3月末)を開始し、相談体制の機能強化を図ることとしました。

下請け問題でお困りの方々、是非ご利用ください。

(注)：「下請かけこみ寺」とは、中小企業からの取引に関する相談に適切に対応するほか、ADR(調停)による迅速な紛争解決等を通じて、下請適正取引の実現に取り組むために、平成20年4月から立ち上げた機関です(国の委託事業)。(財)全国中小企業取引振興協会を本部とし、47カ所の都道府県下請企業振興協会を地域拠点としています。鹿児島県では(財)かごしま産業支援センターが窓口となっています。下請け適正取引等ガイドラインの普及啓発業務は、中央会が行っています。

#### お問い合わせ先

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1669(直通)

中央会では「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」普及啓発事業を実施しています。下請取引に関しての悩み事は、中央会にご相談ください。

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

### ●鹿児島県最低賃金が時間額 627 円に！【鹿児島労働局・労働基準監督署】

鹿児島県最低賃金が平成20年10月18日より時間額627円に改正されました。

★鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定最低賃金(産業別最低賃金)の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます(注)。

★最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

★最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

(注) 以下の産業は特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

(現在の金額は次のとおりですが、今後の金額については、審議中です。)

- 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業：時間額 677 円
- 百貨店、総合スーパー：時間額 659 円 ●自動車(新車)小売業：時間額 681 円

**627円**  
効力発生日 平成20年10月18日

**最低賃金に関するお問い合わせ先**

鹿児島労働局 賃金室 (099-223-8278) 鹿屋労働基準監督署 (0994-43-3385)  
 鹿児島労働基準監督署 (099-214-9175) 加治木労働基準監督署 (0995-63-2035)  
 川内労働基準監督署 (0996-22-3225) 名瀬労働基準監督署 (0997-52-0574)  
 鹿児島労働局・労働基準監督署【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

## ●かごしまITフェスタ2008～来て、見て、さわって、ITワールド～開催のご案内 【鹿児島市】

ITって難しそうと思っているあなた、とにかく「かごしまITフェスタ2008」へ来て、見て、さわってみてください。ITの世界を実感できるイベント盛りだくさんです。

もちろん、一堂に会したIT関連企業による最新のソフトウェアや情報システムの展示やデモンストレーションもあります。(幕張メッセに負けないかも!?)

オタク文化大好きな人、そうでない人、ゲームしたい人、お孫さんとメールしたい人、そして近頃メタバと共にネット販売が気になるあなたも、みなさん鹿児島アリーナへ集合ですよ!

- 日 時 12月12日(金)～14日(日) 10時～17時(最終日は16時)
- 場 所 鹿児島アリーナ ○入場料 無料
- 駐車場 アリーナ駐車場(有料)、城西中学校、草牟田小学校(無料ただし土日のみ。無料シャトルバス有り)
- 主 催 かごしまITフェスタ実行委員会(事務局 TEL 099-216-1115)

**■展示コーナー**

IT関連企業による最新のソフトウェア、情報システムの展示やデモンストレーションなど

**■体験イベント**

熱闘! 紙バトル(自分で描いたモンスターで対決!) 超初心者パソコン教室  
 コピー機になろう!(コピー機のしくみがわかるよ) ロボットを動かしてみよう!(ロボット操作)(土・日)  
 ロボット工作教室(土・日、10時～13時 小学4年生～中学生)参加料 500円※  
 ※11月20日までに事前申込が必要です。空きがあれば当日受け付けも可です。

ビジネスセミナーやゲストイベントもあります。北京オリンピック銅メダリストの宮下純一氏のトークショーも!  
 詳しくは右記ホームページへ! ITフェスタホームページ<<http://www.it-festa.jp/>>

## ●いわゆる「2009年問題」について(派遣元事業主、派遣先のみなさまへ) 【鹿児島労働局】

物の製造業務については、平成16年3月に労働者派遣が解禁され、平成19年3月からは、同一業務での派遣受入期間については、最長3年間とされています。平成18年より労働者派遣を受け入れた企業においては、平成21年までには、派遣受入期間に応じて、順次、対応が必要となりますが、その際は、以下の点にご注意ください。

**はじめに**

労働者派遣は「臨時的・一時的な業務」に対応するための仕組みです。恒常的な業務については、労働者を直接雇い入れることにより対応することを検討してください。

### 1 派遣労働者等を直接雇い入れて対応する場合

- ・派遣先で今まで受け入れていた派遣労働者を直接雇い入れる場合でも、クーリング期間後にその労働者が再び旧派遣元事業主の派遣労働者として派遣先の業務に従事することが、旧派遣元事業主及び派遣先との間で合意されている、又は旧派遣労働者への説明において明らかにされている場合には、労働者供給事業を行っていることとなり、旧派遣元事業主及び直接雇い入れた派遣先双方とも職業安定法違反となります。

### 2 請負で対応する場合

- ・請負であるにもかかわらず、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば偽装請負となり、発注者及び請負事業者双方とも労働者派遣法違反となります。（※発注者から新たな機械の操作方法の説明や、安全衛生上緊急に対処する必要のある事項について指示を受けることなどについては、指揮命令に該当しません。）
- ・適正な請負として実施するためには、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」が定められているので、参考にしてください。

## 注 意

- ① 物の製造業務の派遣受入期間は原則 1 年間です。過半数労働組合の意見を聞いた場合に限り、最長3年間に延長できます。
- ② 派遣受入期間の制限に抵触する日は、労働者派遣契約の締結前に派遣先から派遣元事業主に通知しなければなりません。また、派遣元事業主は派遣先及び派遣労働者に対し、抵触日以降は労働者派遣を行わない旨を、抵触日 1 ヶ月前の日から抵触日の前日までに通知しなければなりません。
- ③ 派遣就業の場所ごとの同一の業務においては、派遣元事業主や派遣労働者が変わっても派遣受入期間は通算されます。
- ④ 派遣先が同じ事業主の場合でも、派遣就業の場所や業務が異なる場合は、派遣受入期間は通算されません。派遣受入期間の制限に抵触する日は、それぞれ派遣就業の場所ごとの同一の業務の派遣可能期間により判断されます。



### お問い合わせ先

鹿児島労働局職業安定部 職業安定課 需給調整係

〒892-0847

鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1F

TEL:099-219-8711 FAX:099-216-9911

●公正取引委員会九州事務所ニュース【公正取引委員会事務総局 九州事務所】

独占禁止法は、カルテルや談合などを禁止して、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者の利益が確保されるよう、自由経済社会において公正で自由な競争が行われるための基本的なルールを定めたものです。

公正取引委員会では、独占禁止法のほか下請法と景品表示法を運用しており、これらの法律に関する相談に随時対応しております。

九州事務所においても、企業や団体あるいは消費者の方々から相談や申告（調査請求）があった場合には、懇切・丁寧にお答えしていますので、是非、お気軽に相談してください。

九州事務所における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

①広報、職員採用等	総務課	092-431-5881
②独占禁止法、各種ガイドライン 合併・営業譲受けに関する相談等	経済取引指導官	092-431-5882
③景品類、表示についての相談、調査依頼（申告）等	取引課	092-431-6031
④下請取引についての相談、調査依頼（申告）等	下請課	092-431-6032
⑤独占禁止法違反についての調査依頼（申告）	第一審査課	092-431-6033

最近の新聞発表事件からご紹介します。

景品表示法違反事件

◆手延べそうめん等の製造販売業者 4 事業者に対する警告について（8 月 5 日）

（株）ウスケ・コーポレーション、アイランドコニシ製麺所こと小西照行、（有）美麺本舗及び小豆島ヘルシーランド（株）の 4 事業者（以下「4 事業者」という。）は、手延べそうめん等を販売又は手延べそうめん等を用いた料理を提供するに当たり、インターネット上の自社ウェブサイト、インターネット上の電子商店街に開設したウェブサイト、パンフレット等において、例えば、「厳選された原料」と記載のうえ、『環境庁名水百選』、『さぬきの名水 10』にも選ばれた小豆島の湯船山中腹から湧き出る「湯船の水」を使用し、弊社独自ブレンドの鮮麦地粉「池田富士」を混ぜ合わせます。湯船の水が小麦のグルテン成分の素となるたんぱく質とよく馴染み、麺の熟成を重ねることで、麺のコシをつくりだす良質なグルテンを生産します。」と記載することにより、あたかも、手延べそうめん等の原材料に環境庁が「名水百選」（注）の一つに選定した「湯船の水」と称する水が用いられているかのように表示していたが、実際には、商品の原材料に湯船の水は用いられていないもの



であった事実が認められたことから、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反するおそれがあるものとして、平成20年8月5日、警告を行った。

（注）湯船の水は、昭和60年に環境庁（現環境省）が「名水百選」の一つに選定した香川県小豆郡小豆島町に湧出する水であり、「湯船の水」又は「湯船の名水」とも称されている。

### ◆株式会社光雲堂に対する警告について（10月6日）

（株）光雲堂は、仏壇を販売するに当たり、平成20年3月ころから同年5月ころまでの間、一般日刊紙に掲載した広告において、例えば、「①18号 桐 ケヤキ色」、「メーカー希望価格 46,000円」 4,500円（税込）」等と記載するなどにより、販売価格を表示するに当たり、当該販売価格に比して著しく高い価格を「メーカー希望価格」と称して表示し、これを比較対照価格として当該販売価格に併記していたが、実際には、比較対照価格とした価格は、専ら自ら小売販売している商品について自ら設定したものであった事実等が認められたことから、景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に違反するおそれがあるものとして、平成20年10月6日、警告を行った。

### 独占禁止法違反事件

### ◆新日本石油株式会社による発券店値付けカードに係る独占禁止法違反被疑事件の処理について（10月3日）

新日本石油（株）が、「発券店値付けカード」と称するカードに関して、

① 自動車リース会社の関連会社などの当該カードの発券店に対して、新日本石油（株）の他の販売先に対する販売価格に比して著しく低い販売価格でガソリンを販売している疑い（独占禁止法第19条（不公正な取引方法第3項《差別対価》）に違反する疑い）、

② 「発券店値付けカード」の利用により代行給油を行った他の事業者を支払われる給油代行手数料を全国一律に定めているところ、給油所を運営する事業者によっては希望しないにもかかわらず同カード所有のユーザーに給油することを余儀なくさせ、不当に不利益を与えている疑い（独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項《優越的な地位の濫用》）に違反する疑い）があったことから、それぞれ独占禁止法に基づいて審査を行ってきた。

審査の結果、

上記①について、新日本石油（株）の自動車リース会社の関連会社などの発券店値付けカードの発券店に対する販売価格は、他の販売先に比して総販売量、取引条件、取引内容の相異を超えて差別的な価格であるとまでは認められず、現時点で独占禁止法の規定に違反する事実は認められなかった。

また、上記②について、審査の過程で、当委員会が新日本石油（株）に当該カードシステムの問題点を指摘したところ、新日本石油（株）ら、カードシステムについて、一括加入方式を変更し、今後、給油所を運営する事業者が発券店値付けカードを取り扱うか否かを任意に選択で

きるようにする旨の申出が当委員会にあった。これによれば、今後、給油所を運営する事業者はカードシステムへの加入に当たり発券店値付けカードを取り扱うか否かについて任意に判断でき、選択の幅が広がることとなると評価できる。

以上の事実を踏まえ、現時点においては引き続き審査を行う必要性は認められないと判断し、本件審査を終了することとした。

#### ◆地方公共団体が売却する溶融メタル等の入札等参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（10月17日）

三菱マテリアル(株)、マテリアルエコリファイン(株)、日鉱環境(株)、エコシステムジャパン(株)、東京商事(株)及びDOWAホールディングス(株)の6社は、三菱マテリアル(株)の提案等に基づき、平成16年3月下旬以降、地方公共団体が一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約又は特命随意契約の方法により売却する溶融メタル等について、購入価格の上昇を防止するため、発生元(注)において発生する特定溶融メタル等の売却が見込まれた段階又は入札の指名、見積りの引き合い等が行われた段階において、当該発生元で発生した特定溶融メタル等の購入した実績のある者がいる場合は、当該実績を勘案して、話し合いにより当該発生元で発生する特定溶融メタル等を購入すべき者を決定するなどの合意の下に、日鉱環境(株)と東京商事(株)（平成16年4月1日以降にあってはエコシステムジャパン(株)）又はDOWAホールディングス(株)との連絡調整においては三菱マテリアル(株)、マテリアルエコリファイン(株)が仲介して、購入予定者を決定し、購入予定者が購入できるようにすることにより、公共の利益に反して、地方公共団体の一般競争入札等の方法により売却する溶融メタル等の購入分野における競争を実質的に制限していた事実が認められたことから、平成20年10月17日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、三菱マテリアル(株)、マテリアルエコリファイン(株)及び日鉱環境(株)の3社に対し、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

なお、本件は、購入カルテルで課徴金納付命令を課した初めての事件である。

(注)溶融メタル等が取り出される溶融炉が設置されている廃棄物処理施設をいう。

#### ◆札幌市が発注する下水道処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令並びに札幌市長に対する改善措置要求について（10月29日）

札幌市が発注する特定電気設備工事(注)の入札参加業者である三菱電機(株)、(株)日立製作所、(株)明電舎ら（以下「10社」という。）は、遅くとも平成15年4月1日以降（10社のうち、富士電機ホールディングス(株)にあっては同年9月30日までの間、富士電機システムズ(株)にあっては同年10月以降）、札幌市が発注する特定電気設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、当該工事の入札前に、札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより、

公共の利益に反して、札幌市発注の特定電気設備工事の取引分野における競争を制限していた事実が認められたことから、平成 20 年 10 月 29 日、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、(株)東芝及び富士電機ホールディングス(株)を除く 8 社に対し、同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令をそれぞれ行った。

また、上記違反行為に関し、札幌市下水道局建設部長又は同局建設部施設建設課長の職にあった者について、遅くとも平成 15 年 4 月 1 日以降、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律に規定する入札談合等関与行為が認められたことから、札幌市長に対し、同法第 3 条第 2 項の規定に基づき、今後、同様の行為が発生しないよう、必要な改善措置を速やかに求めるなどの措置を採るとともに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期する観点から、通知を行った。

(注)終末処理場、ポンプ場、スラッジセンター等の下水処理施設に係る電気設備工事のうち、当該工事で設置する電気設備を構成する主要機器の設計・製作を伴う新設工事、更新工事（既存の電気工事を取り替える工事をいう。）及び増設工事（既存の下水道処理施設に電気設備を増設する工事をいう。）

### 下請法違反事件

#### ◆ユニット株式会社に対する勧告について（10 月 29 日）

ユニット(株)は、業として行う販売の目的物たる看板、標識等の製造及び業として行う提供の目的物たるシルクスクリーン印刷により看板、標識等を印刷する際に用いるデータである情報成果物の作成の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請事業者に対して、「分引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請した。

ユニットは、平成 19 年 4 月から同 20 年 3 月までの間、同要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた（減額していた金額は、下請事業者計 37 名に対し、総額 4155 万 1505 円である。）事実が認められたことから、同社に対し、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するとして、平成 20 年 10 月 29 日、同法第 7 条第 2 項の規定に基づき、同減額行為が下請法の規定に違反するものである旨、今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがをしない旨を取締役会の決議により確認すること等を内容とする勧告を行った。

## 鹿児島県内の業界情報

## 製 造 業

(平成 20 年 10 月情報連絡員報告)

**味噌醤油製造業**

昨年の今頃は、原料穀物の高騰が進み経営を少しずつ圧迫し始めていた。一年経った今年は、需要の低迷が続き経営を苦しめている。全般的に同じような傾向が見られるだけに手の施し様がない状態である。

**酒類製造業**

区 分	H19.9	H20.9	前年同月比	
製成数量	26,030.0	25,141.7	96.6	
移出 数量	県内課税	3,923.5	4,499.7	114.7
	県外課税	6,054.0	6,315.5	104.3
	県外未納税	4,825.4	5,027.9	104.2
在庫数量	241,845.7	240,794.9	99.6	

(平成 20 年 9 月分データ。単位 kℓ・%)

**蒲鉾製造業**

篤姫ブーム・旅行シーズン等に加え、ねんりんピック・検査技師九州大会（宝山ホール）及びPTA九州大会（アリーナ）等が開催され、県外からのお客様が多く、同月比 5% の伸びがあった。しかし、売上は上がっても主な原材料であるスリミが同月比 50% の値上げにより、利益が出ない経営が続いている。

**鯉節製造業**

カツオ生値の原価が 20% 前後値下げになったが、高い原価で製品にした分の在庫を抱えている企業が多い。業界は収益が悪化し、不況の状況が続いている。

**菓子製造業**

ねんりんピック来鹿者の需要で、会場への出展者や空港・駅などでは売上増だったようだが、一般の店舗では相変わらずの不況であった。また、組合では国内産米を利用した新製品開発のための講習会を実施した。

**大島紬織物製造業**

組合のギャラリーをリニューアルし、組合員のための大島紬ショップとしてオープン。

**本場大島紬織物製造業**

平成 20 年 10 月検査反数 1,147 反、対前年比 80.0% (287 反減)。

**木材・木製品製造業**

依然として先行き懸念が強く、荷動き・価格共に低迷。10 月は秋の銘木市（10 月 25 日）を開き、ヤク

スギ土埋木・タブ・イス・クスの良材の出品があり、良材に関してはまずまずの価格が出ていた。

**素材生産業・製材業・材木卸売業**

住宅新築着工数は回復傾向にあるが、木材市況は依然として低迷しており、素材生産・製材加工・流通加工の各部門とも苦戦が続いている。米国発の経済混乱により、景気が悪化して再び住宅新築着工数に翳りがさすと、木材業界は更なる厳しい局面を迎える恐れがある。

**生コンクリート製造業**

出荷量 173,749 立米、対前年比で 93.6% と一服感はあるが先行きは不透明。特に減少した地域は、宮之城、鹿屋、奄美大島、沖永良部。特に増加した地域は、指宿、川薩、垂水桜島、南隅。官公需 109,694 立米 (対前年比 90.4%)、民需 64,055 立米 (99.6%)。

**コンクリート製品製造業**

10 月度の出荷トン数は 7,417 トン、前年度対比 70.5% となった。出荷量が前年度より増加した地区は奄美地区のみであり、南隅地区においては前年度対比 43.5% となった。公共事業における 10 月度の受注は前年度対比 74.3% となった。

**機械金属工業**

燃料価格の下降など一部に好材料もあるが、全体として売上げ不振などの不安要因は増すばかりである。

**仏壇製造業**

海外製品輸入内訳（主たる輸入国：ベトナム、中国、タイ等）。平成 20 年 7 月 19,838 本、8 月 20,339 本、9 月 19,789 本、平成 20 年累計 184,608 本。

**印刷業**

10 月 17 日～18 日に当地鹿児島で、業界の全国大会が開催された。今回から 2 年に 1 回の開催ということもあって、全国各地から 500 名を越す組合員、関連産業の方々をお迎えして、盛会裏に終了することが出来た。このようなイベントを機に、業界の結束力を強め広く社会に印刷のことをアピールしていきたい。

## 非製造業

(平成20年10月情報連絡員報告)

**卸売業**

原油価格の高騰は収まったが、製品価格の値上げはメーカー段階であり、販売価格に反映していない。今後の対策として、収益改善が当面の課題である。

**燃料小売業**

8月にわずかながらも下げの兆候が見られたLPガスの輸入価格が、その後急落を続け、11月積みサウジアラムコCIPは過去最大の暴落となった。これを受け12月の元売仕切への影響がその後のガス小売価格にうまくスライドされ、消費者に対する価格の透明性が保たれることを願いたい。

**中古自動車販売業**

10月に入り、金融不安等により市場が動かなくなった。更に円高・鉄の値段の急激な落ち込みにより、今まで好調だった輸出も大打撃を受け、急激に落ち込んだ。景気回復も期待できず、今後の懸念される。

**青果小売業**

前年同月比 101.3%、前月比 100.0%。

**農業機械小売業**

水稲作指数が九州圏内では高位に属し、畜産等も良い数値が予想される。また、農家の農機更新意欲が増加傾向にあるため、新年度の田植機については需要が見込めるものと思われ、業界挙げてPRに努力している。

**石油販売業**

ガソリン需要の減退は依然として続いており、在庫水準も高い。一部の元売りは、10月からの卸価格をコスト積上げ方式から市場連動方式に改定し、それに伴い、月決め方式から週決め方式へ移行した。そのため小売業界では販売価格への転嫁に戸惑いが見られた。今後、他の元売しも新方式に改定していくものと思われるが、業界が軌道に乗るには若干時間を要する。

**鮮魚小売業**

株価の下落等でなかなか景気が回復しない。午前6時の開始の鐘の音でセリが始まった以前のにぎやかな魚類市場も今は閑散とし、水揚げの量も少ない。景気が回復しないと市場も活気がない。

**商店街（霧島市）**

10月売上は前年対比で減少の傾向にあるようだった。

**商店街（薩摩川内市）**

冬物商品の動きが鈍い。

**商店街（鹿屋市）**

11月24日歩行者天国。11・12月で2店舗が閉店し撤退予定。

**サービス業（旅館業/県内）**

今月は「ねりんピック鹿児島2008」の開催などがあり、全体的に宿泊のお客様が多く好調だった。11月から年末にかけても好調を維持している感じで、

大河ドラマ「篤姫」の放映効果が徐々に出てきているように思われる。

**サービス業（美容業）**

不景気になると男性用背広とパーマが売れなくなったり、購入等の予定を延期する傾向があるようだ。そうなる美容院も不景気となり、売上減少そして業績悪化の道をたどる。

**旅行業**

秋の観光シーズンに入り好天にも恵まれたことから、売上高の対前月比は大幅にアップした。また対前年度比もわずかながら上昇している。しかし利益率が年々下がっており、業界としては健闘しているがあまり報われていない感がある。また、この度会員全体で扱うツアーを作り、会員の売上アップと県内の観光産業の活性化を図る事業を展開している。

**自動車分解整備・車体整備業**

ガソリンは下がってきたが、仕事は増えていない。これは景気の悪化等による別な要因が考えられる。

**電気工事業**

公共工事を発注はされているが、1件の金額が少額になり、また発注件数も前年より少なく、公共工事に頼っていた業者はとても苦しくなっている。民間工事においても設備投資が少なく、1件当たりの金額及び件数も少なくなっており、また価格競争が激しく、採算割れの受注が増えている。

**内装工事業**

10月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比19.3%で大幅に減少、壁装ラベルも対前年同月比38.9%で大幅に減少、じゅうたん等ラベルは対前年同月比79.5%で減少となり、相変わらず悪い。先の見通しが全く見えず、不安感が募るばかりである。

**建設業（鹿児島市）**

受注競争の激化、受注量の減少、材料費の高騰。

**建設業（出水市）**

発注者の入札方式変更等で過当競争が見られ、工事が減少し収益率も悪く、経営環境が良くならない。

**貨物自動車運送業**

10月に入り燃料価格が下がり、採算の合う運賃になってきた。荷動きについては、前年並みに推移しているが、規制緩和の影響でいまだ運賃のダンピングが続いている。

**運輸業（個人タクシー）**

10月10日の運賃改定により幾分売上が上昇した。約1割の運賃アップだったが、客からの不満もなく順調に推移している。

**倉庫業**

輸入米の事故米問題で、国の方針により米麦の輸入が一時見合わせとなり、輸入米麦の在庫率が低下し倉庫業界にとって厳しい状況となっている。

# 中央会関連 主要行事予定

平成20年12月	
2日(火) 14:00	地域力連携セミナー 「売上アップ・経営改革につながるIT活用」 鹿児島市「宝山ホール」
3日(水) 14:00	地域力連携セミナー 「事業承継制度の活用と留意点」 鹿児島市「ソーホーかごしま」
4日(木) 14:00	地域力連携セミナー 「農商工連携による地域ブランドの確立」 奄美市「奄美信用組合 4F」
4日(木) 13:30	平成20年度第2回改正組合法講習会 鹿児島市「かごしま県民交流センター」
7日(日) 14:00	地域力連携セミナー 「創業・起業経験を通じて」 鹿児島市「宝山ホール」
8日(月) 16:00	平成20年度商店街活性化講習会 鹿児島市「レクストン鹿児島」
11日(木) 14:00	地域力連携セミナー 「企業存続のために何をすべきか」 奄美市「奄美信用組合 4F」
15日(月) 14:00	地域力連携セミナー 「新たな着眼点でビジネスチャンスをつかむ」 鹿児島市「ソーホーかごしま」
17日(水) 14:00	地域力連携セミナー 「農商工連携による地域ブランドの確立」 鹿児島市「宝山ホール」
26日(金) 11:30	仕事納め 中央会会議室

取引先の突然の倒産。

そんなときあなたを守る安心の共済です。

## 経営セーフティ共済の ご紹介

中小企業倒産防止共済制度の愛称が  
「経営セーフティ共済」になりました。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

お申し込みは  
鹿児島県中小企業団体中央会  
連携支援課まで  
TEL 099-222-9258



## 中小企業かごしま

(平成20年度 活性化情報第3号)

平成20年11月10日発行

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

印刷所 株式会社朝日印刷